

Weekly Report

第720号
令和5年10月30日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス制度での売手負担の振込手数料

取引先から売上代金が支払われる際に請求金額から振込手数料を差し引いて支払われることで、売手が振込手数料相当額を負担するケースがあります。

◆売手が振込手数料を負担する場合の取扱い

インボイス制度において、売手が負担する振込手数料相当額の対応は次のように分けられます。なお、②又は③の対応は一定規模以下の事業者の場合、「少額特例」の適用により一定事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

①振込手数料相当額を「売上値引き」とする場合

……売上に係る対価の返還等として原則、買手に対して返還インボイスの交付が必要となりますが、通常、振込手数料は1万円未満のため「少額な返還インボイスの交付義務免除」の措置により不要です。なお、「支払手数料」として経理処理をした場合でも、消費税法上は対価の返還等とすることが認められます。

②買手から「代金決済上の役務提供を受けた対価」

とする場合……買手から振込手数料相当額のインボイスの交付を受けることで仕入税額控除ができます。または売手が差し引かれた振込手数料相当額についての仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けることで仕入税額控除を行うこともできます。

③買手が売手に代わって振込手数料を「立替払した」

とする場合……買手が金融機関から受け取った振込手数料に係るインボイスと、買手が作成した立替金精算書等の交付を受けることで、仕入税額控除を行います。なお、金融機関のATMから振込みが行われた場合は自動販売機特例（インボイス交付免除）の対象となるため、振込手数料に係るインボイスと立替金精算書等は不要となります。

12月から検知器でのアルコールチェック義務

道路交通法施行規制の改正によって、業務使用の自動車（白ナンバー）が一定台数以上であり安全運転管理者の選任が必要な事業所（乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上を使用）は、本年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます。

これにより、安全運転管理者は検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無を確認するとともに、その内容を記録して1年間保存すること及び検知器を常時有効に保持することが義務となります。

なお昨年10月から安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則が、罰金50万円以下に引き上げられています。

★★★11月のチェックポイント★★★

※11月は「下請取引適正化推進月間」です。

※年末調整の準備。「配偶者控除等申告書」「保険料控除申告書」等を受理して内容を確認します。なお、年の途中で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼します。

※年末の資金計画を確認し、得意先管理の徹底と売掛金回収に努めます。借入が必要ななら早めに金融機関に提出する資料の作成をします。

※人材不足が年々高まる中、繁忙期に必要な要員と時給などを決めて、早めに募集をかけます。